

表3 脳・心臓疾患及び精神障害のうち裁量労働制対象者に係る決定及び支給決定件数
(平成29年度～令和3年度)

区 分		年 度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
脳・心臓疾患	決定件数	6 (3)	2 (2)	3 (1)	6 (1)	4 (1)
	専門業務型	6 (3)	2 (2)	3 (1)	6 (1)	4 (1)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	うち支給決定件数	4 (2)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	2 (0)
	[認定率]	[66.7%] (66.7%)	[50.0%] (50.0%)	[66.7%] (100.0%)	[16.7%] (100.0%)	[50.0%] (0.0%)
	専門業務型	4 (2)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	2 (0)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
精神障害	決定件数	19 (9)	10 (5)	24 (3)	18 (3)	16 (3)
	専門業務型	15 (6)	10 (5)	23 (3)	18 (3)	14 (2)
	企画業務型	4 (3)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (1)
	うち支給決定件数	10 (5)	5 (3)	7 (0)	5 (2)	7 (2)
	[認定率]	[52.6%] (55.6%)	[50.0%] (60.0%)	[29.2%] (0.0%)	[27.8%] (66.7%)	[43.8%] (66.7%)
	専門業務型	8 (3)	5 (3)	7 (0)	5 (2)	6 (1)
	企画業務型	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)

- 注1 裁量労働制として働いていたが法定要件を満たしていない事案も含めて集計している。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 ()内は脳・心臓疾患については死亡の件数、精神障害については自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。